

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しあわせ（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の実費弁償費)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、法人の業務を同日に併せて行った場合は、第4条の実費弁償費は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、法人の業務を同日に併せて行った場合は、第4条の実費弁償費は支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分を支払うことができる。

(役員及び評議員の実費弁償費)

第4条 理事が理事会出席日以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席日以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分を支払うことができる。

(監事の実費弁償費)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、監事業務を同日に併せて行った場合は、本条次項の実費弁償費は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会出席日以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成23年10月 1日より適用する

別表 1 (日額)

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円

別表 2 (日額)

名 称	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	5,000円
監事監査業務報酬等	5,000円